

悠楽園居宅介護支援、介護予防支援契約書 重要事項説明書別紙

1、担当する主任介護支援専門員（正）

所 属	悠楽園居宅介護支援センター
氏 名	宮澤 弘恵
介護支援専門員登録証明書	番号 第29050145号

2、本契約書第12条に定める利用料は下記の通りとします。

(1) 居宅介護支援、介護予防支援サービス料

当事業所が行う居宅介護支援サービス、又は宇陀市地域包括支援センターから委託を受けた介護予防支援サービスの利用に際し、介護保険法で定められた相当分に関しては、利用される方が要介護認定を受け、その結果が要介護1から要介護5、又は要支援1、要支援2と判定された方は、**無料**です。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、1か月あたり下記の料金が発生いたします。その場合、一旦前納いただきますと、サービス提供証明書を発行します。其れを以て、住所地の市町村にて相当分の還付手続きを受けることができます。下記加算については、介護保険法で定められた各種要件を満たした場合に算定される場合があります。

(※金額は行政の法令により余儀なく変更される場合がございます)

I-1 榛原、及び中山間地域等（室生、菟田野の全地域、及び大宇陀、桜井市の一部等の厚生労働大臣の指定した地域）以外に居住の方
要介護1から要介護5の方の場合。（1か月あたり）

要介護1又は要介護2	12,752円
要介護3から要介護5	16,570円

I-2 中山間地域等（室生、菟田野の全地域、及び大宇陀、桜井市の一部等の厚生労働大臣の指定した地域）に居住の方
要介護1から要介護5の方の場合。（1か月あたり）

要介護1又は要介護2	13,395円
要介護3から要介護5	17,408円

I-3 事業所と同一建物の利用者様又は、これ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合

所定単位数の95%

※ 1) 新規に居宅サービス計画を作成した場合、又は要介護状態区分が2区分以上変更となり居宅サービス計画を作成した場合

3,063円

- 2) 入院にあたって、病院の職員に対して心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合

1月に1回を限度として2,553円

(入院日当日又は営業時間外、営業日以外に入院した場合は入院日の翌日)

または2,042円

(翌日又は翌々日、営業日でない場合はその翌日)

- 3) 退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を求めること、その他の連携を行った場合

4,594円(カンファレンス参加なし)

6,126円(カンファレンス参加あり)

- 4) 病院等の求めにより医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてサービス利用に関する調整をおこなった場合

1月に2回を限度として2,042円

- 5) 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は、家族の意向を把握し同意を得て利用者の居宅を訪問し心身の状況等を記録し、主治医や居宅サービス事業者等へ情報を提供した場合

4,084円

- 6) 医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、利用者の心身の状況等の必要な情報提供を行い、医師等からの情報をサービス計画に記録した場合

510円

II 委託料額

- 1) 介護予防支援業務委託料

(予防給付のみ、もしくは予防給付及び総合事業)

4,103円

- 2) 介護予防ケアマネジメント業務委託

要支援1又は要支援2の方の場合(宇陀市地域包括支援センターより委託)

(予防給付のみ、もしくは総合事業のみ)

4,114円

- 3) 初回加算

3,063円

- 4) 委託連携加算

3,063円

(2) 交通費

- I 居宅介護支援サービス(介護度1～介護度5)の場合

榛原、及び中山間地域等(室生、菟田野の全地域、及び大宇陀、桜井市の一部等の厚生労働大臣の指定した地域)に居住の方は無料。

- II 介護予防支援サービス(要支援1、要支援2)の場合

宇陀市、及び中山間地域等(桜井市の一部等の厚生労働大臣の指定した地域)に居住の方は無料。

それ以外の地域に訪問し、又は出張する必要がある場合は、その旅費に対する実費相当額とします。

(3) 申請代行料

要介護認定の申請代行にかかる費用は無料とします。

(4) サービス提供の実施記録等の写しの提供料

サービス提供の実施記録等の写しの提供料は、実費相当分とします。

3、解約料

本契約第13条第1項により本契約を解約する場合の解約料は、前項に定める料金を30で除した数に解約した月の利用日数を乗じた金額とします。ただし、この金額は、保険適用されない場合があります。

4、料金及び内容の変更

この「居宅介護支援、介護予防支援契約書 重要事項説明書別紙」は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、作成しています。よって、上記法令等の改正に伴い、都度料金及び内容を変更します。変更した場合は、改正された「居宅介護支援、介護予防支援契約書 重要事項説明書別紙」により改正都度説明します。